こどもの権利条例を語る座談会

～条例検討委員会の１年と条例への想い～

問こども政策課（内線 202）

はじめに

昨年６月に「こどもの権利条例」の制定に向けて、「こどもの権利に関する条例検討委員会」を立ち上げました。また、昨年度はアンケートやワークショップ、声を上げにくいと想定されるこどもや関係団体へのヒアリングを実施し、こどもたちの意見を広く集めました。

今年度はこれらの意見を基に、いよいよ条例制定の取り組みが本格化します。この節目に、委員会の岡島委員長、藤井副委員長と市長に１年間の取り組みと条例への想いを語っていただきました。

こどもたちに「住んでよかった」と思ってもらえるまちに

Ｉ条例を作ろうと決めたのはなぜ？

市長　将来の富田林市を担うこどもたちに、「このまちに住んでよかった・これからも住んでいきたい」と思ってもらえるまちづくりが必要です。そのために、市民全体でこどもの権利を理解し尊重する、こども一人一人の成長を守り、こどもの最善の利益を優先する富田林版「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

その取り組みの一つとして、「こどもの権利条例」を作りたいと考えました。

徹底してこどもたちの意見を聴く

Ｉ条例を作るときに大切にしていることは？

市長　条例を作る過程を大事にしてい

市長　吉村 善美

「こどもの権利条例」の制定に向けた１年間の取り組み

こども園・幼稚園・保育園のこどもヒアリング

５歳児クラスのこどもたちに話を聴きました

声を上げにくいと想定されるこどもヒアリング

日本語教室・フリースクール・支援学校などに行き、こどもたちの意見を聴きました

アンケート

市内の小・中・高校生にアンケートを実施しました

ます。徹底してこどもたちに意見を聴いて、「みんなで作った」と感じてもらえる条例にしていきたいです。

これまでの成果と今後の課題

ー委員会を進める中で見えた成果や課題はありますか？

岡島さん　成果は約6800人のこどもたちから意見を集められたことです。特に小学校の日本語教室やフリースクール、支援学校など、声を上げることが難しいこどもたちの意見も丁寧に聴くことができました。

　課題は市の関係部署以外の部署や市内のこどもに関係する各種団体への「こどもの権利」の普及啓発です。

藤井さん　委員一人一人の意見を聴くという丁寧な委員会運営ができました。委員会ではグループワークによる意見交換など、委員全員が意見を言える工夫がされています。

　課題は「具体的な条例のイメージ」が委員会の中でまだ共有できていないことです。前回の委員会で「条例がどうこどものためになるのかをイメージできていない」という趣旨のご意見がありました。条例の目的、その目的を実現するための仕組みを今後の委員会では議論していかなければなりません。

委員長　岡島 克樹さん

孤立したこどもが相談できる仕組みを

ー本市がめざすこどもの権利条例とは？

岡島さん　中学生・高校生向けのアンケートの調査結果で、自分が「不幸」や「とても不幸」と答えたこどもは150人くらいでした。そのうち、約3分の1のこどもは「相談できる人がいない」と答えています。こうした孤立したこどもが相談できる仕組みを作りたいです。

　そのために、「こどもの権利の相談・救済機関」※の設置を条例に入れ、権利が侵害されたときに相談や救済できる条例にしたいです。

藤井さん　こどもの権利を守るための具体的な仕組みが備わった条例をめざしたいです。「相談・救済機関」は新しい挑戦となるので、他市の事例も参考に富田林市の仕組みを検討していきます。

ーあらためて、市長の今後の意気込みを教えてください。

市長　令和5年8月に私を本部長に「こどもまんなか推進本部」を立ち上げ、市全体で連携しながら条例制定に向けた取り組みを進めています。今日お聞きした課題についても委員会と連携して取り組んでいきたいと思います。

　また、「相談・救済機関」の重要性は私も十分認識しております。ぜひ今後も積極的なご議論をいただき、その実現に向けて全庁挙げて取り組んでいきます。

　あと一年間よろしくお願いいたします。

副委員長　藤井 睦子さん

※こどもの権利の相談・救済機関……こどもの権利が侵害された場合の相談窓口や救済を行う機関です。
こどもの権利擁護委員やオンブズパーソンと呼ばれています。

こどもの権利条例の制定についてもっと知りたい人はこちら

こどもワークショップ

かるたでこどもの権利を楽しく学びながら、みんなで話し合いました

小学生・生徒会サミットとの連携

こどもの権利をテーマにサミットを実施しました

関係団体アンケート・ヒアリング

市内のこどもに関係する団体へアンケートやヒアリングを実施しました